

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程（昭和42年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職を占める職員のうち、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u>以外の職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第2の給料の特別調整額欄に定める額（医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）第23条第2項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。））<u>にあつては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u></p> <p>2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち<u>再任用職員</u>に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額（<u>医療局企業職員就業規則第23条第3項に規定する再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額</u>）とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～18 [略]</p>	<p>(支給額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職を占める職員のうち、<u>定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>以外の職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第2の給料の特別調整額欄に定める額（医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）第23条第2項に規定する育児短時間勤務職員等）<u>にあつては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u>）とする。</p> <p>2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額<u>に医療局企業職員就業規則第23条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～18 [略]</p> <p>19 <u>医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）第2条第1項の規定により一般職の職員の給与に関する条例附則第39項の規定の適用を受ける職員の例によることとされる職員に対する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を</u></p>

別表第3（第3条関係）

1 [略]

2 [略]

3 [略]

[略]

生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を
生じたときはこれを100円に切り上げた額」とする。

別表第3（第3条関係）

1 [略]

2 医療職給料表(1)

職級の級	区分	給料の特別調整額
4級	1種	115,900円
	2種	92,700円
	3種	83,500円
	4種	74,200円
	5種	55,600円
3級	1種	97,700円
	2種	78,100円
	3種	70,300円
	4種	62,500円
	5種	46,900円
	6種	39,100円
2級	4種	53,800円
	5種	40,300円
	6種	33,600円

3 [略]

4 [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号。以下「整備等条例」という。）第8条又は第9条の規定に基づき採用された職員に対するこの規程による改正後の医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程（以下「改正後の規程」という。）第3条第1項の規定の適用については、同項中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。
- 整備等条例第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員は、改正後の規程第3条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条第2項の規定を適用する。